

附則第五条第一項中、「利率」との下に、「同条第三項に掲げる算式中「 r 」とあるのは、「貸出利率」の「 r 」に「 r 」を乗じたものとす。」「同項の備考中、「年三パーセント」とあるのは、「附則第五条第一項の規定により読み替えられた第一項に規定する利率」とを加える。

附則

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前の日本育英会との貸与契約(一貫制博士課程、前期一年及び後期三年の課程の区分以下単に「課程の区分」という。)を設けない博士課程をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)による第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。

2 施行日前から引き続き大学、大学院の修士課程(課程の区分を設ける博士課程のうち修士課程として取り扱われる課程(以下「前期博士課程」という。)(若しくは博士課程(前期博士課程及び一貫制博士課程を除く。)(高等専門学校又は専修学校の専門課程(日本育英会法施行令第二条第一項の表備考第六号に規定する専門課程に限る。)(に在学する者(大学において通信による教育を受ける者を除く。)(に係る施行日以後の日本育英会との貸与契約による第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。

3 施行日前の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程に係る第一種学資金の貸与については、平成十三年度以後に一貫制博士課程に入学した者の施行日前の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分(一貫制博士課程のうち修士課程に相当すると認められる部分以外の部分をいう。以下同じ。)(における第一種学資金の貸与を除き、なお従前の例による。

4 施行日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る施行日以後の日本育英会との貸与契約による第一種学資金の貸与については、平成十三年度以後に一貫制博士課程に入学した者の施行日以後の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分における第一種学資金の貸与を除き、なお従前の例による。

財務大臣 塩川正十郎
文部科学大臣 遠山 敦子
内閣総理大臣 小泉純一郎

中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十五年三月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第百十三号

中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(機械類信用保険法施行令の廃止)

第一条 機械類信用保険法施行令(昭和三十六年政令第二百四十九号)は、廃止する。

(経済産業省組織令の一部改正)

第二条 経済産業省組織令(平成十二年政令第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第九号を削り、同条第十号を同条第九号とし、同条第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十七条及び第六十八条第一号中、「第十二号」を、「第十一号」に改める。

第七十条第一号中、「第十二号」を、「第十一号」に改め、同条第二号及び第三号中、「第八号第十二号」を、「第八号第十一号」に改める。

第七十一条第一号、第七十二条及び第七十三条第三号中、「第十二号」を、「第十一号」に改める。

第七十四条第一号中、「第十二号」を、「第十一号」に改め、同条第二号中、「第八号第十二号」を、「第八号第十一号」に改め、同条第四号を削る。

第七十五条、第七十六条第一号、第七十七条第一号、第七十八条及び第七十九条第一号中、「第十二号」を、「第十一号」に改める。

附則第六条を附則第八条とし、附則第五条を附則第七条とし、附則第四条を附則第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

経済産業大臣 平沼 赳夫

(製造産業局産業機械課の所掌事務の特例)
第六条 製造産業局産業機械課は、第七十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二条に規定する事務をつかさどる。

附則第三条を附則第四条とし、附則第二条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の一条を加える。

(製造産業局の所掌事務の特例)

第二条 製造産業局は、第八条各号に掲げる事務のほか、当分の間、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号)附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた保険関係に係る同法第一条(第二号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の機械類信用保険法(昭和三十六年法律第百五十六号)第十一条に規定する機械類信用保険に関する事務をつかさどる。

(金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正)

第三条 金融商品の販売等に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第十八号を削り、同条第十九号を同条第十八号とし、同条第二十号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)
第一条 この政令は、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(以下「法」という。)(附則第一条第二号に定める日(平成十五年四月一日)から施行する。

(金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行前に法第一条(第二号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の機械類信用保険法の規定により締結された保険に係る契約についての金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第百一号)の規定の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 小泉純一郎
経済産業大臣 平沼 赳夫

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十五年三月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第百十四号

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、商法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第四十四号)及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十四年法律第四十五号)の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律施行令の一部改正)

第一条 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律施行令(昭和五十五年政令第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第七号中、「第二十三条」を、「第二十八号」(「三十四号」)に改める。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令等の一部改正)

第二条 次に掲げる政令の規定中、「取締役」の下に、「執行役」を加える。

一 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令(平成四年政令第四十五号)第十二条第一号

二 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成七年政令第四百十一号)第六条第二号二

三 特定家庭用機器再商品化法施行令(平成十一年政令第三百七十八号)第五条第二号二

(新事業創出促進法施行令の一部改正)

第三条 新事業創出促進法施行令(平成十一年政令第七号)の一部を次のように改正する。

第六条中、「第十一条の五第四項」を、「第十一条の四第四項」に改める。

内閣総理大臣 小泉純一郎
経済産業大臣 平沼 赳夫